

山梨県建築行政マネジメント計画 (第2次)

計画期間：平成27年度～31年度

山 梨 県

目次

はじめに.....	1
I. 本計画について.....	2
1. 計画の目的.....	2
2. 計画の期間.....	2
3. 計画の対象.....	2
4. 計画の公表.....	2
5. 達成状況の把握と公表.....	2
6. 計画の見直し.....	2
II. 取り組むべき施策.....	3
1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保.....	3
2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底.....	6
3. 違反建築物対策等の徹底.....	8
4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保.....	10
5. 事故・災害時の対応.....	13
6. 消費者への対応.....	15
7. 執行業務体制の整備.....	16

はじめに

本県の建築行政の取り組みについては、平成 10 年の建築基準法改正以降、建築確認検査業務が民間機関に開放され、確認・検査体制の充実が図られるとともに、平成 11 年度から平成 22 年度にかけて「山梨県建築物安全安心実施計画」の策定等により、建築基準法の実効性を高める取り組みを進めてきた結果、検査率の大幅な向上を見たところである。

また、平成 22 年 5 月 17 日付け、国住指第 655 号にて「建築行政マネジメント計画策定指針」が示されたことを踏まえ、これまで取り組んできた「山梨県建築物安全安心実施計画」を発展させた「山梨県建築行政マネジメント計画」(以下、「第 1 次マネジメント計画」という。)を策定し、建築確認手続き等の運用改善を踏まえた円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取り組みを進めてきたところである。

今般、平成 26 年度に第 1 次マネジメント計画の計画期間が終了し、平成 27 年 2 月 20 日付け、国住指第 4428 号にて国土交通省住宅局建築指導課長より、「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について(技術的助言)」が通知されたことを踏まえ、「改訂版建築行政マネジメント計画策定指針」に基づき、ここに「山梨県建築行政マネジメント計画(第 2 次)」(以下、「第 2 次マネジメント計画」という。)を策定し、引き続き本県の建築行政の取り組みを充実していくこととする。

I. 本計画について

1. 計画の目的

本計画は、建築行政が直面する課題に対応するため、本県建築行政の限られた人員と予算の中、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、警察・消防等の関係機関、関係団体等と連携して、目標・目標値を設定するとともに、講じる施策を明確にした上で当該施策に重点的に取り組み、適正かつ効率的な法令遵守の徹底等を図り、もって県民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを実現することを目的とする。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とする。

3. 計画の対象

本計画は、主に建築基準法、建築士法、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度に係る取り組みを対象とするものであるが、これらの制度と関連するその他建築行政に係る取り組みについても広く対象としている。

4. 計画の公表

本計画は、本県ホームページ等で公表する。

5. 達成状況の把握と公表

本計画の目標達成状況については毎年度末にとりまとめを行い、数値目標達成状況についてはこれを公表する。

6. 計画の見直し

本計画の目標達成状況や新たな課題等を踏まえて、適宜、具体の取り組むべき施策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じて本計画の見直しを行うなど、継続的な改善を図るものとする。

II. 取り組むべき施策

1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の実効性の確保

第1次マネジメント計画の結果

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
山梨県が確認審査を実施した「構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値」 【数値目標】35 日間以内	31.8 日	32.8 日	35.0 日	19.4 日

・第1次マネジメント計画では、「○適確な審査の徹底」及び「○構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について 35 日間以内を目指す」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた結果、計画期間中の数値目標は達成された。

第2次マネジメント計画の目標

○適確な審査の徹底

○構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について 30 日間以内を目指す 【数値目標】<県独自項目>

<目標の変更>		<目標の変更理由>
第1次	第2次	
○構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について <u>35 日間</u> 以内を目指す	○構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について <u>30 日間</u> 以内を目指す	建築基準法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 54 号)の施行により、構造計算適合性判定制度が見直されたことを受け、構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間が、より短縮できると考えられるため。

第2次マネジメント計画の施策

山梨県、指定確認検査機関
<ol style="list-style-type: none"> 1. 確認審査等に関する指針※に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施 2. データベース等を活用した設計者の適格性の確認 3. 建築確認審査担当者の審査技術向上の取組み 4. 円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理 5. 指定構造計算適合性判定機関との相互の情報交換等による連携の確保 6. 日本建築行政会議を通じた運用の円滑化 7. 山梨県建築行政連絡会議を通じた運用の円滑化 <県独自項目>

8. 山梨県知事指定確認検査機関の「推進計画書」に基づく取組みの実施<県独自項目>

※平成 19 年 6 月 20 日国土交通省告示第 835 号

その他の検討施策

- ①山梨県が確認審査を実施する場合の受付機関等の見直しの検討<県独自項目>
- ②山梨県建築基準法施行条例の見直しの検討<県独自項目>
- ③山梨県の取扱いの公表の検討<県独自項目>

(2)中間検査・完了検査の徹底

第 1 次マネジメント計画の結果

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
完了検査率 (完了検査申請件数／確認件数) 【数値目標】95%	93.4%	87.8%	86.8%	97.9%

・第 1 次マネジメント計画では、「○完了検査率の向上」及び「○完了検査率 95%」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれ、計画期間中の数値目標は平成 26 年度のみ達成された。

第 2 次マネジメント計画の目標

○完了検査率*95%以上を目指す 【数値目標】<県独自項目>

※完了検査率=(完了検査申請件数／完了予定件数)

<目標の変更>		<目標の変更理由>
第 1 次	第 2 次	
○完了検査率(完了検査申請件数／ 確認件数)95%以上を目指す	○完了検査率(完了検査申請件数／ 完了予定件数)95%以上を目指す	第 1 次マネジメント計画では、見かけの完了検査率により取り組んだことから、実際の完了検査の受検状況の把握が困難であった。第 2 次マネジメント計画では、実際の完了検査の受検状況が把握しやすい方法で完了検査率を算出することが必要と考えられるため。

第 2 次マネジメント計画の施策

山梨県、指定確認検査機関(1、2及び4を除く。)
1. 検査未受検の建築物に対する督促等の実施 2. 検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査の実施 3. 中間検査・完了検査時における工事監理者の立会 4. 検査未受検建築物リストの作成(検査未受検建築物に係る建築主、代理者、設計者、工事監理者、施工者の特定)<県独自項目>

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底

第1次マネジメント計画の結果

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
工事監理者選定割合 【数値目標】100%	99.68%	99.87%	99.96%	99.75%

・第1次マネジメント計画では、「○工事監理者選定割合の向上」及び「○工事監理者選定割合100%」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれたが、計画期間中の数値目標は達成されなかった。

第2次マネジメント計画の目標

○工事監理者選定割合※100%を目指す 【数値目標】<県独自項目>

※工事監理者選定割合=(工事監理者選定物件数/工事監理者選定義務有り物件数)

第2次マネジメント計画の施策

山梨県、指定確認検査機関

1. 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底
2. データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認
3. 建築主への工事監理報告書提出義務の周知徹底
4. 工事監理業務の重要性の周知徹底

その他の検討施策

①工事監理者未選定建築物リストの作成の検討(工事監理者未選定建築物に係る建築主、代理者、設計者、工事監理者、施工者の特定)<県独自項目>

(4) 仮使用認定制度の適確な運用

第2次マネジメント計画の目標

- 仮使用認定制度の円滑な実施
- 工事中の建築物の安全確保の徹底

第2次マネジメント計画の施策

山梨県、指定確認検査機関(3を除く。)

1. 仮使用認定制度の周知
2. 山梨県、指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保
3. 安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正指導の徹底
4. 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知

II. 取り組むべき施策

2. 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

第1次マネジメント計画の結果

・第1次マネジメント計画では、「○指定確認検査機関・県指定構造計算適合性判定機関への立入検査の実施」及び「○県指定確認検査機関・県指定構造計算適合性判定機関の処分基準の作成」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

・「山梨県指定確認検査機関の処分基準」が策定され、H25.2.1 から施行された。

第2次マネジメント計画の目標

○指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の適確な業務の執行を確保

○「山梨県指定確認検査機関の処分等の公表基準」の作成 < 県独自項目 >

第2次マネジメント計画の施策

山梨県

1. 県指定確認検査機関に対する「山梨県指定確認検査機関の処分基準」に基づく指導・監督や処分の徹底
2. 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関への立入検査と必要に応じた抜き取り調査の実施
3. 県指定確認検査機関の処分履歴等の公表

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

第1次マネジメント計画の結果

・第1次マネジメント計画では、「○二級・木造建築士及び建築士事務所の処分基準の適確な運用」及び「○建築士事務所への計画的な立入検査の実施」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

第2次マネジメント計画の目標

○建築士事務所への計画的な立入検査の実施

○定期講習等の受講の徹底

第2次マネジメント計画の施策

山梨県

1. 建築士及び建築士事務所に対する指導・監督の徹底と、処分基準に基づく適正な処分の実施
2. 計画的な建築士事務所への立入検査の実施
3. 確認申請窓口における注意喚起等による建築士の定期講習の受講等の周知徹底

4. 建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導・監督
5. 所属建築士の登録及び変更の届出の徹底
6. 書面による契約等における設計等の業の適正化の徹底
7. 構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の確保状況の把握
8. 業務報酬基準の周知
9. 建築士及び建築士事務所の処分基準の見直しの検討
10. 建築士及び建築士事務所の処分履歴等の公表

II. 取り組むべき施策

3. 違反建築物対策等の徹底

(1)違反建築物対策の徹底

第1次マネジメント計画の結果

・第1次マネジメント計画では、「○違反建築物対策の徹底」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

第2次マネジメント計画の目標

○違反建築物対策の徹底

第2次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 警察、消防、福祉等の関係機関との違反建築物に関する情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制の確保
2. 建築物の用途、床面積、階数、確認手続の記録等の状況による優先順位をつけた上での、計画的な調査や立入検査等による違反建築物の把握の着実な実施
3. 違反建築物のパトロールの実施
4. 違反建築物に係る是正・指導の徹底
5. 重大な違反や悪質な違反に係る告発等の実施
6. 違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査の実施

その他の検討施策

①「違反建築物是正指導マニュアル」の見直しの検討<県独自項目>

(2)違法設置昇降機の安全対策の徹底

第1次マネジメント計画の結果

・第1次マネジメント計画では、「○違法設置昇降機対策の徹底」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

第2次マネジメント計画の目標

○違法設置昇降機の安全対策の徹底

第2次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携、計画的な立入検査等による違法設置昇降機の把握

2. 構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、
所要の是正措置の実施を徹底

II. 取り組むべき施策

4. 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

第1次マネジメント計画の結果

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
特殊建築物報告率 【数値目標】70%	62.78%	64.90%	61.00%	61.6%
昇降機等報告率 【数値目標】100%	96.40%	97.90%	93.20%	96.8%

・第1次マネジメント計画では、「○定期報告率の向上」、「○特殊建築物の報告率70%」及び「○昇降機等の報告率100%」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれたが、計画期間中の数値目標は達成されなかった。

第2次マネジメント計画の目標

- 特殊建築物の定期報告率70%を目指す 【数値目標】<県独自項目>
- 昇降機等の定期報告率100%を目指す 【数値目標】<県独自項目>
- 防火設備検査の徹底

第2次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 指定対象を把握するための定期報告台帳の整備 2. 未報告建築物等の所有者に対する督促等の徹底 3. 未報告建築物に係わる報告徴収、立入検査の実施 4. 定期報告対象建築物のデータベース化 5. 検査結果が基準に適合していない場合の指導に対するフォローアップの実施

(2) 建築物の耐震診断・改修の促進

第1次マネジメント計画の結果

・第1次マネジメント計画では、「○建築物の耐震化率の向上」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

第2次マネジメント計画の目標

- 別途^{*}定める住宅及び特定建築物等の耐震化率の向上を目指す 【数値目標】<県独自項目>

^{*}平成27年度中に山梨県耐震改修促進計画が見直される予定であり、当該見直しによって耐震化率の目標値が定められる予定。

第2次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 耐震診断及び耐震改修費用の助成制度の普及 2. 耐震改修促進計画の改正による避難路・防災拠点の指定、耐震化率の目標設定 3. 耐震診断及び耐震改修を行った建築物のデータベース化 4. 耐震改修事例等の公表による周知活動等の耐震診断を行った建築物に関する指導・助言 5. 危険な建築物の情報の公表 6. 耐震診断及び耐震改修に係る設計・工事監理に係る業務報酬基準の周知 7. 特定天井の設置状況の把握と改修の促進

(3) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進

第1次マネジメント計画の結果

・第1次マネジメント計画では、「○アスベスト対策の徹底」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

第2次マネジメント計画の目標

○アスベスト対策の徹底

第2次マネジメント計画の施策

山梨県
1. アスベスト対策の周知徹底 2. アスベストを有する建築物に係わるデータベース化 3. アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の整備 4. アスベスト対策関係部局との連携 5. 建築物石綿含有建材調査者制度の周知と活用

(4) 既存建築ストックの現行基準への水準向上と有効活用

第2次マネジメント計画の目標

○既存建築ストックの利用促進

第2次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 既存不適格建築物に対応する法制度、施策の周知徹底 2. 既存不適格建築物における現行基準への水準向上の必要性の周知 3. 確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知

4. 特に危険な既存不適格建築物に対する改修指導の実施
5. 既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドラインの有効活用
6. 既存建築ストックの有効活用に関する相談体制の整備
7. 検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドラインの有効活用

II. 取り組むべき施策

5. 事故・災害時の対応

(1) 事故対応

第1次マネジメント計画の結果

・第1次マネジメント計画では、「○事故発生時における迅速な現場調査の実施」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

第2次マネジメント計画の目標

○事故発生時の現場調査及び対策の実施

第2次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 警察等の関係機関と連携した事故発生時の連絡体制の整備
2. 円滑な調査を実施するために警察・消防・労働基準監督署等との連携体制の構築
3. 事故に係る建築行政としての調査の実施、原因究明、再発防止策の検討及び国土交通省への情報提供
4. 調査権限の強化による事故対応の徹底
5. 同様の事故を未然に防止する観点からの緊急点検

その他の検討施策

①「建築行政における対応マニュアル」の作成の検討 <県独自項目>

(2) 災害対応

第1次マネジメント計画の結果

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
被災建築物応急危険度判定士の登録数 【数値目標】1,500人以上	1,337人	1,383人	1,545人	1,516人

・第1次マネジメント計画では、「○登録応急危険度判定士の確保」及び「○応急危険度判定士の登録数 1,500人」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれ、数値目標は達成された。

第2次マネジメント計画の目標

○被災建築物応急危険度判定士の登録数 1,500人以上の維持を目指す 【数値目標】<県独自項目>

第2次マネジメント計画の施策

山梨県

1. 災害時の連絡体制等の整備
2. 迅速かつ正確な災害情報の把握と提供
3. 被災建築物応急危険度判定士の確保
4. 被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上
5. 広域的な被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の確保
6. 訓練及び判定用資機材の事前準備の徹底

II. 取り組むべき施策

6. 消費者への対応

第1次マネジメント計画の結果

・第1次マネジメント計画では、「〇県民生活センターとの情報交換」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

第2次マネジメント計画の目標

○安全・安心に関する情報の把握及び周知徹底

第2次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 消費者部局との連携 2. 消費生活センターとの連携 3. ホームページやチラシ等による消費者向け情報の提供 4. 相談窓口の設置、苦情の処理体制整備

Ⅱ. 取り組むべき施策

7. 執行業務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制

第1次マネジメント計画の結果

・第1次マネジメント計画では、「○審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

第2次マネジメント計画の目標

- 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修
- 建築行政に必要な執行体制の構築

第2次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施
2. 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成

その他の検討施策

- ①構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事の確保の検討

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化

第2次マネジメント計画の目標

- 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化

第2次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化
<関係機関・関係団体>
①警察、消防、福祉等の関係機関
②指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関
③建設業法・宅地建物取引業法に基づく建築施工・不動産流通販売業者団体
④建築士会・建築士事務所協会
⑤専門技術者団体
⑥日本建築行政会議
⑦その他協力団体(市民団体、NPO等)

(3)データベースの整備・活用

第1次マネジメント計画の結果

・第1次マネジメント計画では、「○建築確認・検査等に係るデータベースの整備」を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

第2次マネジメント計画の目標

○建築確認・検査等に係るデータベースの整備

第2次マネジメント計画の施策

山梨県
1. 建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化
2. データベース分析による課題抽出と施策検討
3. 指定確認検査機関とのネットワークの構築
4. 建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理
5. 建築士・建築士事務所の処分情報の共有・データベース化
6. 山梨県地理情報システム(統合型GIS)の活用<県独自項目>
7. 「まっぷ de 山梨」による指定道路関係の公開情報の充実<県独自項目>

その他の検討施策<県独自項目>

①台帳記載事項証明のデータベース化の検討